



令和2年度

年末の交通事故防止運動

明石市実施要綱



<目的>

一人一人の交通安全意識及びマナーの向上を図るとともに、思いやりのある交通行動により交通事故防止を図ることを目的とします。

<期間> 令和2年12月1日(火)~10日(木)

<運動重点>

- ・子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ・高齢運転者等の安全運転の励行
- ・飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の確保

令和2年度 交通安全ポスターの入賞作品決定!!

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止策の為、夏休み期間が短い中、たくさんの素晴らしい作品のご応募ありがとうございました。



明石市長賞

藤江小1年 江崎羽美さん



明石市議会議長賞

江井島小2年 山本海さん



明石交通安全協会賞

江井島小3年 岩田紗奈さん



明石警察署長賞

藤江小4年 江崎涉司さん



神戸新聞明石総局長賞

二見小5年 坂口音羽さん



明石市教育長賞

中崎小6年 平山紗衣さん

令和2年度「年末の交通事故防止運動」実施計画表

1 運動期間中、特定の日を実施するもの

| 行事等 | 日時 | 場所 | 関係団体 | 内容 |
|-------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------|
| 広報あかしによる 広報 | 12/1号掲載 | — | 市 | 広報あかしに交通安全の記事を掲載し、市民に交通事故防止を呼びかける。 |
| 街頭啓発 | 12/1(火) 13:30～ | 明石駅前交差点 旧三菱UFJ銀行前 | 安協・警察 | 通行人や自転車利用者へ啓発資料を配布し、交通安全運動を周知する。 |
| 交通事故防止運動 With キッズ交通 保安官 | 12/5(土) 10:00～ 11:30 | 明石駅南側通路 | 市・警察 | キッズ交通保安官と一緒に、飲酒運転等の危険運転の根絶を目的とした資料の配布を行い、啓発活動を実施する。 |
| 交通安全教室 | ①12/3(木) ②12/4(金) ③12/7(月) ④12/8(火) | ①長寿院保育園 ②二見北幼稚園 ③かにがさか保育園 ④明光保育園 | 安協・警察 | 交通安全教室を開催し、交通事故防止を呼び掛ける。 |

※天候や新型コロナウイルス感染拡大の為、中止となる可能性があります。

自転車だって飲酒運転

年末は忘年会等の飲み会も多くなるシーズンです。お酒を飲んだ場合、車はもちろんですが、自転車も飲酒運転になります。道路交通法65条第2項にも罰則が定められており、楽しい一日のはずが人生を台無しにしてしまうことのないよう、飲酒運転は絶対に止めましょう。



<罰則>

酒酔い運転

5年以下の懲役 または 100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

2 運動期間中、継続実施するもの

| 行事等 | 場所 | 関係団体 | 内容 |
|--------------------|-------------|-------------|-------------------------------------------------------|
| 横断幕・のぼり旗等の掲出 | 市内一円 | 安協・自家用・警察・市 | 「交通事故防止運動実施中」などの文字を記載した横断幕やのぼり旗を掲出する。 |
| 立看板等の掲出 | 市内主要事業所・学校等 | 市内主要事業所・学校等 | 市内の主要事業所・学校等に対して、交通事故防止を呼びかける立看板等の掲出を依頼する。 |
| 店内放送と懸垂幕等の掲出 | 市内主要店舗等 | 市内主要店舗等 | 市内の主要店舗等に対して |
| 安全運転管理者選任事業所に対する広報 | 市内一円 | 安管 | 安全運転管理者選任事業所に対して、交通事故防止運動の実施要綱等を配布し、安全運転に対する意識の高揚を図る。 |
| マイカー運転者に対する広報 | 市内一円 | 自家用 | マイカー運転者に「交通事故防止運動」実施要綱等を配布し、交通事故防止を呼びかける。 |
| 庁内放送 | 市役所庁内 | 市 | 庁内放送により、来庁者や市職員に対し交通事故防止を呼びかける。 |
| インターネットによる広報 | — | 市 | ホームページに本要綱を掲載し、市民へのPRを実施する。 |

<略称一覧>

警察＝明石警察署、安協＝明石交通安全協会、自家用＝明石自家用自動車協会、教育＝明石市教育委員会、安管＝安全運転管理者部会、地推＝明石地域交通安全活動推進委員協議会、推進協＝明石交通安全推進協議会、市＝明石市

拝啓、親愛なるサンタクロース様へ



毎年遠路はるばる明石の子どもたちの為に素敵なプレゼントをありがとうございます。
『こどもを核としたまちづくり』を掲げる明石市では、毎年たくさん子どもたちが、サンタクロース様御一行を楽しみにお待ちしております。

さて、毎年のごことで恐縮ですが、今年も交通安全の面からいくつか事前にご注意を!!

道路交通法 第二条 第一項 第十一号 によりますと

■軽車両:人の力もしくは動物の力により、または他の車両にけん引されるもので、かつ、レールによらないで運転する車(そりや牛馬を含む)

と定義されております。

つまり、トナカイがお引きになられるソリは、軽車両と分類されます。

市内を走行の際は、しっかりと標識をご確認頂き、法定速度を守った安全なサプライズをお願い致します。

また駐車禁止のエリアもございます。ソリを停めて煙突へお登りの際は、お近くの駐車場へトナカイ及びソリの駐車をお願い致します。



また兵庫県道路交通法 第6条 軽車両が道路を通行する場合の燈火の

ルールによりますと軽車両(そり及び牛馬を除く)と定義されており、違反にはなりません。トナカイさんの素敵な『真っ赤なお鼻』に頼りきった夜間の走行は大変危険です。

ソリを除く軽車両へは白色又は淡黄色で夜間10mの距離にある障害物を確認することが出来る性能を有する前照燈の搭載を義務付けており、安全上別途ご用意頂く事をお勧めします。

それでは、クリスマス当日の素敵なプレゼントとともに、サンタクロース様のお手本のような安全運転を期待しております。



編集後記

今年の1年は、これまでの日常に大きな変革をもたらすストレスの多い1年になった方が多いのではないのでしょうか。そんな1年の疲れやストレスを発散すべく、例年であれば忘年会のシーズンがやってきました。大人数での開催や3密の環境を避け新型コロナウイルスの感染拡大に十分注意の上、お楽しみください。また、こちらは例年通りの啓発となりますが、楽しい忘年会が人生を狂わせることのないよう、飲酒運転は『しない、させない』の意識をお願い致します。



～ゆっくり走ろう 子午線の街 明石～

主唱 明石市交通安全推進協議会

事務局 明石市都市局道路安全室交通安全課